

# 牛丼チェーン「すき家」で働く皆さんへ

## 残業代、青年ユニオンに入って、会社に払わせましょう！


首都圏青年ユニオンが「すき家」と交渉した結果、「すき家」では06年12月分から、アルバイト従業員の残業代を法律で決められたとおり割増で支払われるようになりました。

しかし、まだ払っていない分があります。それは『過去の残業代(割増分)』です。残業代は過去二年までさかのぼって請求する権利があります。青年ユニオンに加入し、店舗リニューアルによる解雇を撤回させた6人の青年ユニオン組合員に対して、会社は過去二年分を支払いました。

この権利は会社と個人的に請求してもなかなか相手にしてくれません。

そこで首都圏青年ユニオンに加入し、会社と交渉して残業代を法律どおりに払わせましょう！

1人でも 誰でもどんな働き方でも入れる 青年労働者の為の労働組合

 **首都圏青年ユニオン**

(東京公務公共一般労働組合 青年一般支部)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-3 3-10 東京労働会館  
公共一般労組内

URL: <http://www.seinen-u.org>

TEL: 03-5395-5359 ・03-5395-5255

E-mail: [union@seinen-u.org](mailto:union@seinen-u.org)

### ★ 首都圏青年ユニオンとは？

首都圏青年ユニオンは、パート・アルバイト・フリーター・派遣・正社員、つまりどんな働き方でも、どんな職業でも、誰でも一人でも入れる若者のユニオン(労働組合)です。仕事をめぐる悩みやトラブルは、なかなか一人で解決できるものではありません。労働組合とは、そうした問題を個人任せにせず、みんなで力を合わせて問題を解決していくための組織です。

### ★ 労働組合とは？

「社長はエライし、会社の言うことはなんでも従わなければいけない」なんて思っていないですか。そんなことはありません。憲法28条は労働組合を結成、加入する権利、団体で交渉する権利、団体で行動する権利を保障し、労働組合法は、経営側と労働者は対等の立場で話し合うことを認めています。会社は正当な理由がないかぎり、労働組合との交渉を拒否することはできません。「仕事の悩みがあり、一人で困っている」。そんなときは、一人でも入れる首都圏青年ユニオン(労働組合)に加入し、組合と一緒に仕事の悩みを解決していきませんか。残業代請求以外の相談も、もちろん受け付けます。何か職場で困った事があれば、このチラシの連絡先までお気軽にどうぞ。(すき家以外で働く人も、首都圏青年ユニオンに入れます。)

### ★ 残業代の法的根拠

労働基準法では、1日8時間、週40時間労働・週休1日制が原則。これは基本的に、すべての労働者(パートや正社員など働き方問わず)に適用され、それ以上働けば時間外労働として25%割増の賃金を支払わなければいけません。これを払わない会社は労基法違反です。違反を見逃さず、未払い残業代を請求すれば必ずもらえます。